

今回の租税教室で、スウェーデンでは国民が税金に対し、世代間の格差が小さいと感じており、税金を国に預けるものと考えていると学びました。果たして、日本はそうなのでしょうか。少なくとも、私の税金に対するイメージは世代間で公平なものではありません。なぜなら、上の世代が国債を大量に発行し、その借金を私たちの世代に押し付けているという印象を受けるからです。日本の歳入の割合は国債による収入が半数に迫り、対国内総生産比の債務残高は先の欧州債務危機で財政危機に陥ったギリシャよりも大きく、世界で一番大きいという状態です。生まれてから、不景気しか経験していない私たちの世代は、将来の日本の経済がうまくいくのか、そして現在、緊縮財政を迫られている日本の財政は将来、本当に機能するのか、不安でなりません。私たちの父母の世代は子どもの頃にそんな悩みを抱えていたのでしょうか。父母世代、祖父母世代が溜め込んだ借金はその世代が返済すべきだと私は思うのです。

そのためには、消費税の増税は当然不可欠です。財政を少しでも健全化するためには、十パーセントと言わず、北欧諸国のように、さらに引き上げてもよいと思います。さらに、定年制の廃止や年金受給年齢の引き上げを行い、元氣なお年寄りには税金を受け取る側になるのではなく、支払う側になれば、生産年齢人口減少の対策になり、若い世代の負担も減るのではないのでしょうか。

もちろん、国民の税金で教育費を賄ってもらっている私たちは、上の世代に支えられていることに感謝し、勉強に励まなければなりません。しかし、上の世代が溜めこんだ借金に立き寝入りするのではなく、疑問を持ち、この不健全財政について考えることが、私たちの世代に必要とされているように感じます。

当会の記帳支援事業(公益目的事業)

平成26年 新規利用者募集中!! 記帳処理サービスをご利用下さい

個人の事業所得・不動産所得の記帳から決算までの一連のお手伝い(記帳指導・記帳処理)をいたします。

事業経営には、記帳は不可欠で本来ご自身による記帳が基本です。

「記帳って・・・やってみれば以外に簡単」思えるよう
当会が親切丁寧に廉価でサポート(完全担当予約制)します。

こんな
貴方の不安を
安心(解決)に
変えたい。

- ◆事業を始めたばかりで記帳の仕方が分からない。
- ◆記帳(簿記)の基本を短期間でマスターできない。
- ◆会計の専門家へ任せるだけの経済的な余裕がない。
- ◆記帳や経理が複雑で事業の拡大に集中できない。
- ◆事業(不動産賃貸)の経営状況が帳簿から正確に把握できない。

※税理士会関与の方のご利用はご遠慮下さい。
利用申込み及び詳しいお問い合わせは...
事業課 TEL 0465-24-2614

確定申告に
必要な
資料

初めて住宅借入金等住宅控除を受ける場合

1. 源泉徴収票の原本(源泉徴収税額があることをご確認ください)
 2. 住民票の写し(平成26年1月以降発行されたもの)
 3. 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ※2ヶ所以上から交付を受けている場合は、その全ての証明書
 4. 家屋(土地)の登記事項証明書
 5. 請負契約書・売買契約書の写し
 6. 印鑑(スタンプ式印章は不可)
 7. 金融機関名と口座番号が分かるもの(通帳など)
- ※土地先行取得・連帯債務・譲渡・贈与等に関するものは税務署にて申告してください。

公的年金等の申告をする場合

公的年金等の合計収入が400万円以下で、その他所得が20万円以下の人は所得税の確定申告をしないことが選択できます。

1. 源泉徴収票の原本
2. 国民健康保険・国民年金支払証明書等、生命保険、地震保険等の控除証明書
3. 金融機関名と口座番号が分かるもの(通帳など)
4. 前年分の確定申告書控え
5. 印鑑(スタンプ式印章は不可)

医療費控除を受ける場合

1. 源泉徴収票の原本(源泉徴収税額があることをご確認ください)
 2. 領収書(25年中に支払った医療費)
 3. 印鑑(スタンプ式印章は不可)
 4. 金融機関名と口座番号が分かるもの(通帳など)
- ※領収書等の集計は事前をお願い致します

年の中途で退職された場合

1. 退職時までの給与所得の源泉徴収票(原本)
2. 国民健康保険・国民年金支払証明書等、生命保険、地震保険等の控除証明書
3. 金融機関名と口座番号が分かるもの(通帳など)
4. 印鑑(スタンプ式印章は不可)

株式の売却に関する申告をされる皆様へ

証券会社の特定口座で「源泉徴収あり」を選択している方は、原則として申告の必要はありません。
株式等の譲渡損失を翌年以後に繰り越すなどの理由により、申告する場合には証券会社から送付される「特定口座年間取引報告書」が必要です。
証券会社の特定口座を選択していない方、先物取引及びFX(外国為替証拠金取引)による所得の申告については、**税務署にて申告してください。**

健診のご案内

①4月12日(土)・13日(日)

小田原アリーナ(小田原市中曽根263)

②4月15日(火)

青色会館(小田原市本町2-3-24)

③レディースデー(女性のみ)

4月16日(水)

青色会館(小田原市本町2-3-24)

◆申込締切日 3月29日(土)

(申し込み時に受付時間を設定します。また、最小人数20人に満たない日は、他の検診日に受診いただく場合もあります。)

青色申告会の「青色ファミリー共済1」にご加入の方は、4,000円の補助が受けられます。

詳しいお問い合わせは... 公益社団法人小田原青色申告会 TEL0465-24-1112

◆コース名・検査項目

●Aコース(基本)全47項目 ●Sコース全44項目

●総合コース全57項目 ●総合略痰(タン)コース全58項目

◆オプション検査

●頸動脈超音波検査 ●リウマチ反応(RF)検査 ●女性対象超音波検査 ●前立腺腫瘍マーカー(PSA) ●C型肝炎検査

(オプションのみの受診は出来ません)

検査コース	会員料金	頸動脈超音波	女性健診	前立腺腫瘍マーカー	C型肝炎
A	¥21,384	¥7,182	¥3,952	¥4,222	¥3,628
S	¥16,696				
総合	¥37,044				
総合略痰	¥37,434				

県税事務所からのお知らせ
自動車税のトラブル防止に
自動車の登録手続を忘れずに

自動車税は、4月1日現在の自動車の所有者の方に1年分(4月から翌年3月)を納めていただく税金ですが、年度途中で廃車・新規登録をした場合は、月割りの税額になります。また、ローン等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされるため、買主が納めることとなります。

5月に県から納税通知書を送りますので納税通知書の裏面に記載されている金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等で納めてください。

※登録手続は忘れずに！
◎自動車を買替・譲渡した場合
◎廃車や住所変更をした場合、など
納税通知書の送付先は自動車検査証に記載された所有者又は使用者の方になります。自動車の移転登録や変更等の手続が済んでいない方は、トラブル発生の原因となりますので、3月末までに登録の手続を済ませてください。

◎登録手続の受付場所
神奈川県運輸支局
050-5440-2035
小田原自動車検査登録事務所
050-5440-2036



復興の花を咲かせようプロジェクト
異業種交流会のメンバーが、東日本大震災で甚大な被害があった福島県いわき市久之浜町にある浜風商店街(通称「レハブ」商店街)の個人事業主さん達が行う「復興の花を咲かせようプロジェクト」を応援しています。かわいの手さげにポット、花の種、腐葉土、肥料のセット1250円を代理販売し、売上金の全てを商店街へ直接お届けすることで復興の支援を行いますので、皆様方の理解とご協力をお願い致します。詳しくは、ホームテクノ秋山 0120-046864まで。

復興の花を咲かせようプロジェクト協力者を募集！
※お問い合わせ先
足柄上県税事務所 3月31日まで
0465-833511(代表)
小田原税務事務所
0465-328000(代表)

青色申告会

会の予定

3月

- | | |
|--------------|---------------------|
| 4日(火) 10:00 | 無料法律相談
(青色会館1階) |
| 11日(火) 10:00 | 無料年金相談
(青色会館1階) |
| 17日(月) 15:00 | 確定申告指導会場
受付終了 |
| 16:00 | 正副会長会議 |
| 19日(水) 10:00 | 無料法律相談
(青色会館1階) |
| 20日(木) 16:00 | 理事会(青色会館4階) |
| 26日(水) 14:00 | 指導監査会(案1) |
| 27日(木) 10:00 | 無料不動産相談
(青色会館1階) |
| 14:00 | 指導監査会(案2) |
| 28日(金) 10:00 | 無料法律相談
(青色会館1階) |

<http://www.dokodoko.jp>

小田原青色申告会
の地域いろいろ情報
検索サイト

グーグル・Yahoo等で
どこどこと検索

お得感満載!最新イチオシ情報! こんなお店・あんなお店、探せます! 観光スポットやレシビなども!!

フェイスブック
始めました!

「いいね!」をお願いします
「公益社団法人 小田原青色申告会」で検索してください。
様々な活動やリアルタイムな情報も掲載しています。確定申告時期もお見逃しなく!

小田原税務署からのお知らせ

平成26年4月1日から消費税率が引き上げられます。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

主な改正内容

1. 消費税収入の使途が明確化されました。 国分の消費税収入については、社会保障給付並びに少子化対策に要する経費(社会保障4経費)に充てるものとされ(社会保障目的税化)、地方消費税(引上げ分)及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています(社会保障財源化)。
2. 消費税率を引き上げることとされました。 次のとおり段階的に引き上げが行われます。・平成26年4月1日から8%(消費税6.3% 地方消費税1.7%)・平成27年10月1日から10%(消費税7.8% 地方消費税2.2%) ※経済状況等を総合的に勘案した上で、税率引き上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。
3. 税率引き上げに伴う経過措置が設けられました。 適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとする経過措置が講じられています。

●国税庁ホームページ

URL <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

●消費税価格転嫁等総合相談センター 転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口が設置されています。ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

◆専用ダイヤル 0570-200-123

◆受付時間 平日9:00~17:00(平成26年3月・4月は土曜日も受付)

◆URL <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)